秋田県点字図書館条例をここに公布する。

平成十七年七月八日

秋田県知事　寺田典城

秋田県条例第六十六号

秋田県点字図書館条例

（設置）

第一条　点字刊行物及び視覚障害者用の録音物を製作し、及び保存して、視覚障害者の利用に供するため、秋田県点字図書館（以下「点字図書館」という。）を秋田市土崎港南三丁目二番五十八号に設置する。

（指定管理者による管理）

第二条　点字図書館の管理は、法人その他の団体であって知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

（指定管理者の業務）

第三条　指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

一　施設及び設備の維持管理に関する業務

二　点字刊行物及び視覚障害者用の録音物の製作、保存及び利用に関する業務

三　前二号に掲げるもののほか、点字図書館の管理に関し知事が必要と認める業務

（管理の基準）

第四条　指定管理者は、開館時間及び休館日に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従って点字図書館の管理を行わなければならない。

（規則への委任）

第五条　この条例に定めるもののほか、点字図書館の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

秋田県障害者自立訓練センター条例をここに公布する。

平成十七年七月八日

秋田県知事　寺田典城

秋田県条例第六十七号

秋田県障害者自立訓練センター条例

(設置)

第一条　回復の途上にある精神障害者を入所させて、日常生活に適応するために必要な訓練及び指導を行い、並びに身体に障害のある者をその家族と共に宿泊させて、機能訓練及び介護方法の指導を行うため、秋田県障害者自立訓練センター(以下「センター」という。)を大仙市協和上淀川字五百刈田三百五十二番地に設置する。

(使用の許可)

第二条　センターを使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

(使用者の資格)

第三条　センターの精神障害者生活訓練施設を使用することができる者は、精神障害者で次に掲げる要件を備えているものとする。

一　精神障害のため日常生活を営むのに支障があると認められること。

二　訓練により社会復帰の見込みがあると認められること。

三　センターの精神障害者生活訓練施設において共同生活を営むのに支障がないと認められること。

2　センターの身体障害者生活訓練室を使用することができる者は、身体に障害のある者でリハビリテーション医療を受けているもの及びその者を介護する者とする。

(使用の許可の取消し等)

第四条　知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止させることができる。

一　不正な行為により使用の許可を受けたとき。

二　使用の目的を変更したとき。

三　知事の指示に従わなかったとき。

四　前条各項に規定する者に該当しないこととなったとき。

五　前各号に掲げるもののほか、センターの管理上支障が生じたとき。

(使用料の徴収)

第五条　センターの精神障害者生活訓練施設又は身体障害者生活訓練室を使用する者から、一人一日につき二百円の使用料を徴収する。

2　使用料は、施設を使用した日の属する月の翌月の末日までに徴収する。

（使用料の減免）

第六条　知事は、特別の理由があると認めたときは、使用料を減免することができる。

（使用料の不還付）

第七条　既に徴収した使用料は、還付しない。

（規則への委任）

第八条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

（秋田県障害者自立訓練センター使用料徴収条例の廃止）

2　秋田県障害者自立訓練センター使用料徴収条例（平成九年秋田県条例第十九号）は、廃止する。

（経過措置）

3　この条例の施行の日前の期間に係る前項の規定による廃止前の秋田県障害者自立訓練センター使用料徴収条例の規定による使用料については、なお従前の例による。

秋田県知的障害福祉施設条例をここに公布する。

平成十七年七月八日

秋田県知事　寺　田　典　城

秋田県条例第六十八号

秋田県知的障害福祉施設条例

（設置）

第一条　知的障害児及び知的障害者の福祉の増進を図るため、これらの者の保護等を行う施設（以下「知的障害福祉施設」という。）を設置する。

（名称及び位置並びに業務）

第二条　知的障害福祉施設の名称及び位置並びにその業務は、次のとおりとする。

名称	位置	業務
秋田県高清水園	秋田市上北手猿田字苗代沢十四番地の一	知的障害児及び知的障害者を入所させて、保護するとともに、知的障害児に対して独立及び自活に必要な知識及び技能を与え、並びに知的障害者に対して更生に必要な指導及び訓練を行う。
秋田県阿桜園	横手市赤坂字仁坂百五番地の一	知的障害者を入所させて、保護するとともに、更生及び自活に必要な指導及び訓練を行い、並びに診断及び治療を行う。
秋田県心身障害者コロニー	由利本荘市西目町出戸字孫七山三番地の二	就労している知的障害者に対し、居室その他の設備を利用させるとともに、独立及び自活に必要な助言及び指導を行う。
秋田県水林通勤寮	由利本荘市調練場一番地の一	

（使用の許可）

第三条　秋田県心身障害者コロニー（以下本則において「コロニー」という。）の宿泊室（以下「宿泊室」という。）を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

（使用の許可の取消し等）

第四条　知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止させることができる。

一　不正な行為により使用の許可を受けたとき。

二　使用の目的を変更したとき。

三　知事の指示に従わなかったとき。

四　前三号に掲げるもののほか、コロニーの管理上支障が生じたとき。

（使用料等の徴収）

第五条　知的障害福祉施設において次に掲げる支援の提供を受ける者並びにコロニーにおいて診療等を受ける者及び宿泊室を使用する者から使用料を、コロニーにおいて診断書又は証明書の交付を受ける者から手数料を徴収する。

一　児童短期入所（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二第四項の児童短期入所をいう。以下同じ。）

二　知的障害者短期入所（知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第四条第四項の知的障害者短期入所をいう。以下同じ。）

三　知的障害者更生施設支援（知的障害者福祉法第五条第三項の知的障害者更生施設支援をいう。以下同じ。）

四　知的障害者授産施設支援（知的障害者福祉法第五条第四項の知的障害者授産施設支援をいう。以下同じ。）

五　知的障害者通勤寮支援（知的障害者福祉法第五条第五項の知的障害者通勤寮支援をいう。以下同じ。）

2　使用料及び手数料の額は、別表のとおりとする。

3　使用料は、児童短期入所及び知的障害者短期入所にあってはその提供を受けた日の属する月の翌々月の末日までに、知的障害者更生施設支援、知的障害者授産施設支援及び知的障害者通勤寮支援にあってはその提供を受けた月の翌月の末日までに、診療等及び宿泊室の使用にあってはその都度徴収し、手数料は、診断書又は証明書を交付するときに徴収する。ただし、知事は、特別の理由があると認める者については、後納させ、又は分納させることができる。

（使用料等の減免）

第六条　知事は、特別の理由があると認めたときは、使用料及び手数料を減免することができる。

（使用料等の不還付）

第七条　既に徴収した使用料及び手数料は、還付しない。ただし、知事は、使用者の責めに帰することができない理由により宿泊室を使用することができなくなった場合その他特に必要があると認めた場合は、使用料の全部又は一部を還付することができる。

（指定管理者による管理）

第八条　知的障害福祉施設の管理は、法人その他の団体であって知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

（指定管理者の業務）

第九条　指定管理者は、次に掲げる業務（コロニー以外の知的障害福祉施設にあっては、第一号及び第四号に掲げる業務を除く。）を行うものとする。

一　使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務

二　施設及び設備の維持管理に関する業務

三　第五条第一項各号に掲げる支援の提供に関する業務

四　診断及び治療に関する業務

五　前各号に掲げるもののほか、知的障害福祉施設の管理に関し知事が必要と認める業務

2　前条の規定によりコロニーの管理を指定管理者に行わせる場合における宿泊室の使用についての第三条及び第四条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

（管理の基準）

第十条　指定管理者は、前条第二項の規定により読み替えて適用される第四条に定めるもののほか、第五条第一項各号に掲げる支援の提供に関する基準その他の知事が定める管理の基準に従って知的障害福祉施設の管理を行わなければならない。

（委任規定）

第十一条　この条例に定めるもののほか、知的障害福祉施設の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

（秋田県心身障害者コロニー使用料等徴収条例等の廃止）

2　次に掲げる条例は、廃止する。

一　秋田県心身障害者コロニー使用料等徴収条例（平成二年秋田県条例第十三号）

二　秋田県高清水園使用料徴収条例（平成十五年秋田県条例第十一号）

三　秋田県阿桜園使用料徴収条例（平成十五年秋田県条例第十二号）

四　秋田県水林通勤寮使用料徴収条例（平成十五年秋田県条例第十三号）

（経過措置）

3　この条例の施行の日前の期間に係る前項の規定による廃止前の秋田県心身障害者コロニー使用料等徴収条例、秋田県高清水園使用料徴収条例、秋田県阿桜園使用料徴収条例又は秋田県水林通勤寮使用料徴収条例の規定による使用料については、なお従前の例による。

別表（第五条関係）

一　使用料

㈠　秋田県高清水園及び秋田県阿桜園

区分	使用料の額
児童短期入所	児童福祉法第二十一条の十第二項第一号に掲げる額
知的障害者短期入所	知的障害者福祉法第十五条の五第二項第一号に掲げる額
知的障害者更生施設支援	知的障害者福祉法第十五条の十一第二項第一号に掲げる額

㈡　秋田県心身障害者コロニー

区分	使用料の額
児童短期入所	児童福祉法第二十一条の十第二項第一号に掲げる額
知的障害者短期入所	知的障害者福祉法第十五条の五第二項第一号に掲げる額
知的障害者更生施設支援 知的障害者授産施設支援	知的障害者福祉法第十五条の十一第二項第一号に掲げる額
診療	健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成六年厚生省告示第五十四号）又は老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準（平成六年厚生省告示第七十二号）に基づき算定した額
死体の処置	一体につき　一、〇〇〇円
宿泊室の使用	一人一泊につき　一、〇〇〇円

(三)　秋田県水林通勤寮

区分	使用料の額
知的障害者通勤寮支援	知的障害者福祉法第十五条の十一第二項第一号に掲げる額

二　手数料

区分	使用料の額
診断書の交付 証明書の交付	一通につき、一、〇〇〇円。ただし、同一内容の診断書又は証明書を二通以上交付するときは、二通目からは、一通につき二〇〇円とする。

秋田県太平療育園条例をここに公布する。